

1 仕上塗材に係る点検実施について

○平成29年5月

国から、石綿含有仕上塗材の除去等工事における飛散防止対策として、「吹付け工法によるものは吹付け石綿等と同様に取り扱う」旨の通知があった。

⇒他の石綿含有建材と同様、石綿含有仕上塗材の点検についても速やかに対応する必要がある。

2 平成30年度の市有施設における外壁仕上塗材調査結果

(1) 対象施設

30年以上経過した126施設の外壁を対象とした。

- ・外壁未改修施設
- ・吹付け工法の塗材使用施設

(2) 劣化度判断・周辺大気測定

(1)の施設のうち、「アスベスト含有」の全29施設を対象に実施

○劣化度判断結果

著しい損傷、劣化状態の施設はなかった。

○周辺大気測定結果

全ての施設で定量下限値(0.2本/L)未満

3 今後の方向性等

(1) 今後の方向性

今年度の調査結果を踏まえ、「全ての市有施設の外壁からアスベストの飛散がない」と結論付けるためには、全市有施設を点検する必要まではないが、最低限30年以上経過した全施設の状況を確認する必要があると判断する。

(2) 平成31年度以降の対応

ア 平成31年度は、30年以上経過した全施設の外壁を点検する。

	点検マニュアルの概要
対象施設	30年以上経過した全施設（1988年度しゅん工以前） <ul style="list-style-type: none"> ・外壁未改修施設 ・吹付け工法の塗材使用施設（工法不明の塗材を含む。） ・平成30年度塗材調査未実施施設
点検実施者	各施設管理者が業務委託にて実施 （一般会計施設のみ予算委託）
事業内容	○ 定性分析（アスベスト含有の有無についての分析） ○ 劣化度判断 ○ 周辺大気測定

イ 平成32年度以降の方向性

(ア) 国の調査対象建材になった場合

仕上塗材の点検ルールを定める。

(イ) 国から新たな方向性が示された場合

結果に応じて対応を検討する。